

みんなで防ごう 高齢者虐待



南島原市では、高齢者虐待を防止するために「南島原市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、令和6年5月に改訂しました。

マニュアルは、高齢者虐待防止のためのネットワークの構築を図り、高齢者虐待対応に関わる関係者が統一的な対応が行えるよう整理しています。

■ 高齢者(65歳以上の人)虐待とは？

高齢者虐待防止法(「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」)では

高齢者を世話する
家族や親族、同居人である

介護施設や通所・訪問介護サービスを提供する施設の職員である

養護者による高齢者虐待

と

養介護施設従事者等による高齢者虐待

があり、高齢者に対して行う次のような行為とされています。

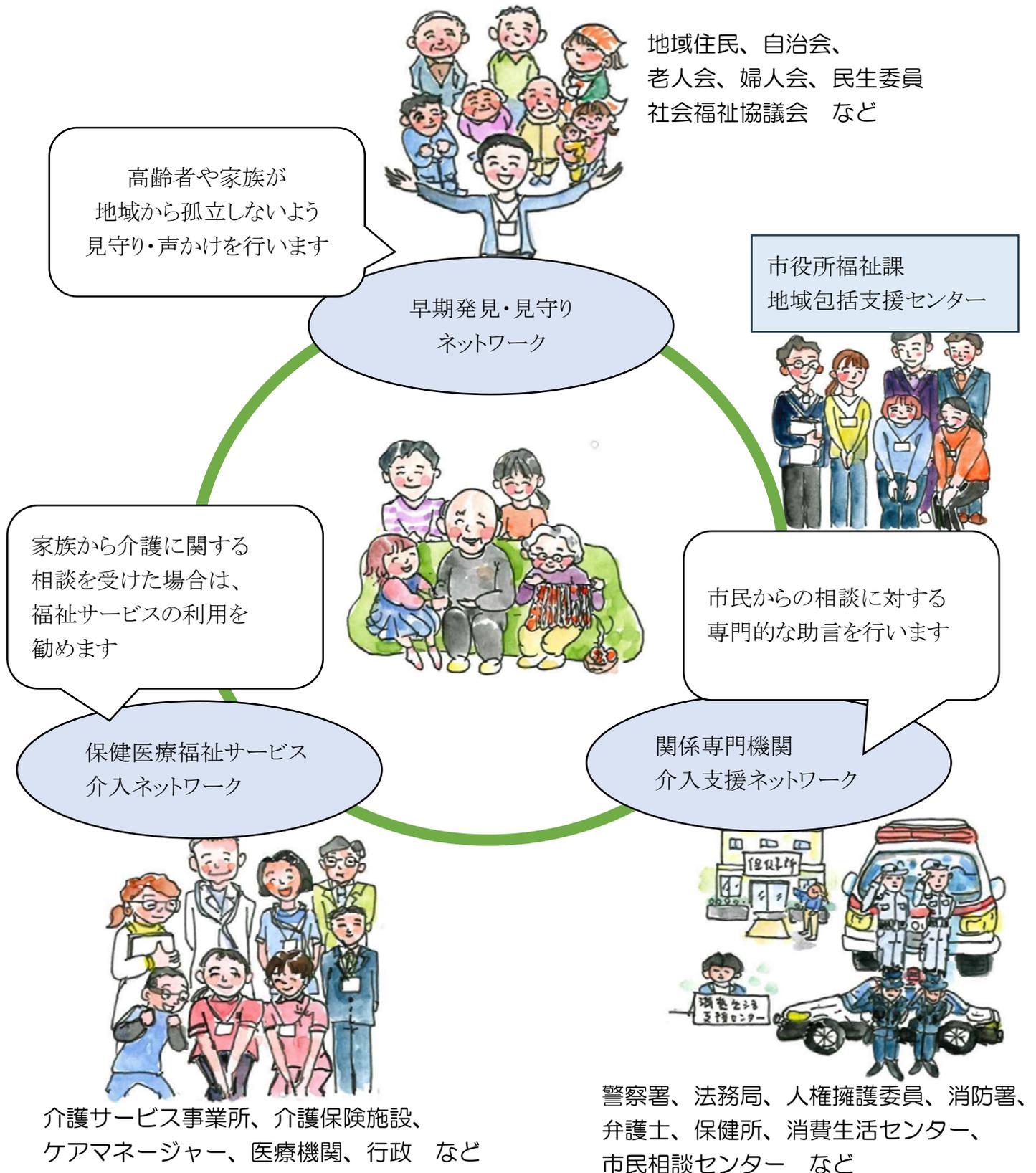
虐待の種類	虐待の内容
身体的虐待	・平手打ち、殴る、蹴る、本人に向けて物を投げる、刃物を近づける、振り回す ・ベッドに縛り付ける、薬を過剰に服用させる、鍵をかけて閉じ込める ・無理やり食事を口に入れる など
介護・世話の放棄・放任	・水分や食事を十分に与えない、不衛生な住環境に放置する ・治療が必要なのに病院に受診させない ・他の家族が虐待を行っているのに放置する など
心理的虐待	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・トイレに行けるのにオムツをあてる、自分で食べられるのに食事を全介助する ・家族や親族、友人等の団らんから排除する など
性的虐待	・介助しやすい目的で下半身を裸にする、下着で放置する ・人前で排泄させる、おむつを交換する ・キス、性器への接触、セックスを強要する など
経済的虐待	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・年金や預貯金を家族等が借金返済等のために無断で使用する ・入院費や介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する など

○高齢者虐待に対する高齢者虐待者の「自覚」は問いません

■高齡者虐待防止のためのネットワーク

高齡者虐待の発生要因として多いのは、高齡者の「認知症の症状」や虐待者の「介護負担・介護ストレス」です。

南島原市では、高齡者虐待を防止するための3つのネットワークを構築し、互いに連携して対応することによって虐待を防止し、問題が深刻化する前に高齡者や養護者などに対する適切な支援を行っています。



■高齡者虐待に気づいたら

高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見した人は、速やかに市町村へ相談・通報するよう高齡者虐待防止法で定められています。

相談・通報した人のプライバシーは、守られます(守秘義務)。
匿名でも通報・相談は可能です。



南島原市高齡者虐待防止マニュアルには、高齡者虐待発見チェックリストを掲載しています。

是非活用しましょう。

検索

南島原市高齡者虐待防止マニュアル

■養護者による高齡者虐待の対応について

市役所福祉課や地域包括支援センターに高齡者虐待を疑う相談・通報があった場合、速やかに高齡者の安全の確保、事実確認を行い、関係機関等と今後の対応を協議します。養護者の介護負担の軽減を目的に何らかのサービスを利用すること、また養護者の抱える悩みに応じて相談窓口を紹介しています。

【訪問等による事実確認】



高齡者、養護者、ケアマネージャー等関係者へ聞き取りを行い、状況や今後の意向についての確認等を行います。

【関係機関と今後の対応を協議】



高齡者と養護者の状況意向を考慮しながら関係機関と支援の方向性について協議を行います。

【高齡者・養護者の支援】

高齡者や養護者が安心して生活できるよう必要な制度やサービスを紹介、また各機関へ繋がります。



■高齡者虐待に関する相談窓口



下記の相談機関へご連絡ください！

機関名	住 所	電話番号	平日夜間・土日祝日 について
南島原市役所 福祉保健部 福祉課	南島原市南有馬町乙 1023 番地 南島原市役所南有馬庁舎1階	0957-73-6651	守衛室で連絡を受けるため、福祉課からの折り返し連絡となります。 ① 高齡者虐待に係る連絡であること ② 折り返しの連絡先等を伝えてください。
南島原市 地域包括支援センター	【本所】 南島原市北有馬町戊 2747 番地 南島原市役所北有馬庁舎2階 【サブセンター】 南島原市布津町乙 1623 番地 1 南島原市役所布津庁舎1階	0957-84-2633 0957-61-1190	地域包括支援センターの当番職員が連絡を受けます。 福祉課と連携し対応します。